

## 令和2年(2020年)度第九回定例会次第

- 1)活動報告 ・ 10/31(土)上川陽子活動報告会。
  - ・ 11/12(木)防災四者会談。
  - ・ 11/24(火)宮竹学区自治会連合会定例会。
- 2)今後の予定 ・ 12/3、10、17 静岡市防災講座。
  - ・ 12/24(木)宮竹学区自治会連合会定例会
- 3)市より ・ 12/6(日)静岡市防災訓練。
- 4)専門委員会報告・民生児童委員報告  
体育委員会  
  
子供会  
  
婦人会  
  
交通安全会  
  
民生児童委員
- 5)その他 ・ 12/6(日)防災訓練内容  
AM 9:00訓練放送→咲花公園徒歩移動→
  - ①救出・救護・救助
  - ②仮設トイレ訓練
  - ③水消火器訓練
  - ・R3年度各組役員・専門委員会役員名簿をR3年1月定例会までに提出(役員輪番制表参照)
  - ・可燃ごみ排出のお願いについて。  
(年末・年始日のご案内)
  - ・どんど焼きご案内。
  - ・静岡市地域見守りボランティア募集。
- 6)次回 12/28(月) 午後7時30分  
高松農住住宅集会場(登呂コープタウン集会場)

※閉会

毎月第4日曜日は地域防犯の日です。地域防犯に積極的に参加しましょう。  
次回 12月27日(日)

4. 組長 各組より1名
5. 各種委員会委員長 各委員会より1名
6. 各種委員会委員 各組より1名 (子ども会の役員は別途選出)
7. 顧問、相談役を若干名置くことが出来る。

#### (役員を選出)

第20条 各役員については総会において承認を受けるものとする。

- ① 自治会三役、会長、副会長、会計は担当グループより選出する。
- ② 担当グループは3名以上の選考委員を選出する。
- ③ 担当グループは会長、副会長、会計の選出に当たる。
- ④ 副会長および会計の選出は、原則として会長選出以外の組の輪番制とするが、副会長1名と会計については、会長が指名することもできるものとする。  
また、定例会で承認された場合は、再任することができる。
- ⑤ 組長の選出は各組の定める方法により選出するものとする。
- ⑥ 各種委員長は各種委員会の選出方法によるものとする。
- ⑦ 顧問、相談役は総会の承認を受けて会長が委嘱する。
- ⑧ 会員およびその配偶者が高齢者(満75歳以上)となった会員、ならびに特別な事情ある会員と認められた会員の役員を免除する。

但し、高齢会員で当該会員より免除辞退の申し出があった場合はこの限りではない。

- ⑨ 担当グループはA,B,Cの3グループとし、輪番制で回す。
- ⑩ 宮竹学区自治会連合会の役員(連合会3役、体育振興会3役、宮竹小施設利用担当)を担った会員は、退任後3年間、自治会3役及び組長の役員を免除する。但し、当該会員より免除辞退の申し出があった場合はこの限りではない。

#### (役員職務)

第21条 役員職務は次の通りとする。

- ① 会長は自治会を代表し、自治会内を総括する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- ③ 会計は自治会の会計を担当する。
- ④ 組長は各組を代表し、組内を掌握する。
- ⑤ 委員会委員長は委員会を代表し、委員会の運営にあたる

#### (役員任期)

第22条 会長の任期は原則として2年間とする。但し、特別の事由により1年間とすることが出来る。但し再任を妨げない。

- ② 役員任期は総会から次期総会までとする。
- ③ 三役(会長、副会長、会計)に特別の事由があるとき、定例会においてこれを認めた場合には、任期中でも辞任することが出来る。ただし後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- ④ 顧問、相談役の任期は1年間とする。但し再任を妨げない。

敷地1丁目自治会役員輪番制(平成29年～令和15年まで) 案

(令和2年度見直し版)

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
自治会長	塩澤	C 木下	C 木下	A 塩澤	A	B	B	C	C	A	A	B	B	C	C	A	A
副会長	6	10	10	1	3	B	B	C	C	A	A	B	B	C	C	A	A
副会長	8	11	11	6	7	B	B	C	C	A	A	B	B	C	C	A	A
会計	塩澤	C 澤入	C 澤入	C 澤入		B	B	C	C	A	A	B	B	C	C	A	A
※ 平成30年度より輪番制で2年/一期体制とし運営する(Cグループより) Cグループ→Aグループ→Bグループで廻す。																	
体育会長	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5	6	7	8	9
副会長	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
副会長	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
会計	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1
交通会長	9	10	11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3
副会長	10	11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4
会計	11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5
婦人会長	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1
副会長	8	9	10	11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2
副会長	9	10	11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3
会計	10	11	1	2	3	4	5	6	7	8	8	10	11	1	2	3	4
地域安全推 進委員(男)	A 塩澤	A 塩澤	A 塩澤	A 塩澤		B	B	C	C	A	A	B	B	C	C	A	A
地域安全推 進委員(女)	A 横井	A 横井	A 横井	A 横井		B	B	C	C	A	A	B	B	C	C	A	A
廃棄物	B 大石	B 大石	B 大石	B 大石		B	B	C	C	A	A	B	B	C	C	A	A
防災連絡員	B 杉山	B 杉山	B 杉山	B 杉山		B	B	C	C	A	A	B	B	C	C	A	A

※ 自治会三役は輪番制で人選する。

※ 自治会会計については、会長が指名することもできるとする(会則20条の④より)

※ 専門委員会三役(体育・交通安全・婦人会)は輪番制で人選する。

※ 子ども会会長・副会長・会計は子ども会にて決定する

その他役員とは

- ① 地域安全推進委員…男女1ずつ選出(グループ輪番制とする)
- ② 廃棄物減量推進委員…男女問わず1名選出(グループ輪番制とする)
- ③ 防災連絡員…男女問わず1名選出(グループ輪番制とする)
- ④ 民生委員…男女問わず2名選出(自治会3役で人選する)

※ 自治会内を3グループ分け、自治会役員等を輪番制で実施する(会則20条の④より)

- ・Aグループ…1組、3組、6組、7組
- ・Bグループ…2組、4組、5組
- ・Cグループ…8組、9組、10組、11組